

施設の指定の申請における「基準に適合していることを証する書類」具体例

設置者の適格性に関する基準（指定要件①）

- ・当該施設の設置者がその設置する博物館について博物館法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でなく、かつ、その設置する施設について博物館法第31条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないことを宣誓する書類

施設の体制に関する基準（指定要件②）

- ・施設運営の基本的な方針を示した書類や冊子（例：館の刊行物やホームページの写し等、館独自に策定された当該方針の内容が確認できる資料）及び当該方針の公表方法や状況を示した書類
※条例などに示される設置の趣旨（市民の教育、学術及び文化の発展に寄与する等）は含まない
- ・資料の収集及び管理の方針を示した書類（例：条例や館則、館の刊行物やホームページの写し等、方針の内容が確認できる資料）
- ・資料の目録（例：所蔵資料リスト）
※当該施設が保有している資料を示す書類であれば足り、必ずしも詳細な情報や画像等を付すことを求めるものではない
- ・展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類（例：事業計画、事業実施報告書、館の刊行物等）
- ・職員への研修の実施計画又は実績（例：職員への研修計画又は実績を示す書類や刊行物等）
※国や都道府県、民間企業等が実施する外部研修に職員を参加させる計画又は実績を含む
- ・施設運営を行う組織の態様を示す書類（例：組織図等）
- ・博物館の事業に類する事業に関する収支計画を示す書類（例：決算書や館の刊行物等）

施設の職員に関する基準（指定要件③）

- ・館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類（例：職員名簿等）
- ・学芸員（相当職員）の氏名、職務内容及び経歴を示す書類（例：職員名簿等）
- ・その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類（例：職員名簿、組織図等）

施設及び設備に関する基準（指定要件④）

- ・博物館の事業に類する事業に用いる建物及び土地の図面（例：施設図面等）
- ・博物館の事業に類する事業に用いる建物及び土地の保有形態を示す書類（例：登記簿等）
- ・博物館の事業に類する事業に用いる建物及び土地を借用している場合は、当該借用の条件等を証明する書類（例：契約書等）
- ・防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類（例：案内図、パンフレット、館内掲示や防犯施設の状況を示す書類等）
- ・利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていることを示す書類（例：

案内図、パンフレット、スタッフの対応マニュアルや研修計画、避難経路の表示や多様な利用者に対応するための施設や設備、什器の状況を示す書類等)

- ・高齢者、障がい者、妊娠中の方、外国人等、施設の利用に困難を有する者が施設を円滑に利用するための配慮がなされていることを示す書類（例：案内図、パンフレット、スタッフの対応マニュアルや研修計画、多様な利用者に対応するための施設や設備、什器の状況を示す書類等）

施設及び設備の公開に関する基準（指定要件⑤）

例：案内図、パンフレット、ホームページ等

開館日数に関する基準（指定要件⑥）

例：条例、館則、館の刊行物等、開館日数が確認できる書類